

発議第13号

松阪市議会会議規則の一部改正について

松阪市議会会議規則（平成17年松阪市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年10月17日 提出

松阪市議会議員	西村友志
	松田俊助
	中村良子
	山本芳敬
	田中祐治
	川口保生
	久松倫正
	野口正夫
	水谷晴夫

松阪市議会会議規則の一部を改正する議会規則

松阪市議会会議規則（平成17年松阪市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第8節 表決（第66条—第75条）」を

「第8節 表決（第66条—第75条）」を

第9節 公聴会及び参考人（第76条—第82条）」に、

「第9節」を「第10節」に、「第76条—第80条」を「第83条—第87条」に、「第10節」を「第11節」に、「第81条」を「第88条」に、「第82条—第90条」を「第89条—第97条」に、「第91条—第95条」を「第98条—第102条」に、「第96条—第99条」を「第103条—第106条」に、「第100条—第105条」を「第107条—第112条」に、「第106条」を「第113条」に、「第107条」を「第114条」に改める。

第17条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

第107条を第114条とする。

第6章中第106条を第113条とする。

第5章中第105条を第112条とし、第100条から第104条までを7条ずつ繰り下げる。

第4章中第99条を第106条とし、第96条から第98条までを7条ずつ繰り下げる。

第3章中第95条を第102条とし、第91条から第94条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章中第90条を第97条とし、第82条から第89条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第10節中第81条を第88条とする。

第1章第10節を同章第11節とする。

第1章第9節中第80条を第87条とし、第76条から第79条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第76条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第77条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第78条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第79条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第80条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第81条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第82条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を

通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

別表中「(第106条関係)」を「(第113条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。